

「第2期 長浜市教育振興基本計画」の概要

本市がめざす教育の姿（基本方針）

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

基本目標

基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します

乳幼児期における就学前教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、児童期における学びの基礎につながる芽生えを育むうえで、大切なものです。発達の過程を見通した遊びや体験を通して、学習意欲や活動意欲を高めるとともに、家庭や地域と連携し、子ども一人ひとりの特性に応じた支援体制を強化するなど、より質の高い就学前教育を充実します。

- ◆「学びの芽生え」を育む教育・保育活動の推進
●地域性を生かし体験を通して学ぶ教育・保育の充実
●学習意欲や活動意欲の基礎となる運動あそびの充実
●学びに向かう姿勢や態度の育成
- ◆家庭、地域及び学校と連携する支援体制の充実
●一人ひとりの特性に応じた支援体制の充実
●園と小学校との連携の推進
●子育て支援の充実

基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を一人ひとりに確実に身に付けさせることが重要です。生涯にわたり学び続ける基盤を培い、充実した人生を送るための基礎づくりとして、「確かな学力」の向上、「豊かな心」の育成、「健やかな体」づくりに取り組む一方、特別な支援が必要な子どもへの指導・支援の充実を図ります。また、地域に開かれ、創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めます。

- ◆確かな学力の向上
●きめ細かな指導の充実と学習方法の工夫改善
●言葉の力の育成と読書活動の充実
●英語教育の推進
●理科教育の推進
●学びの連続性を重視した学習指導の推進
●地域に根ざした特色ある学習活動・体験活動の推進
- ◆豊かな心の育成
●道徳教育の推進と人権意識の高揚
●いじめ防止対策の総合的な推進
●キャリア教育の推進による自立心の涵養
●文化芸術の体験を通じた豊かな感性の醸成
●グローバルな視点での教育活動の推進
- ◆健やかな体づくり
●時代に応じた情報教育の推進
●体力の向上と健康の保持増進
●食育の推進
- ◆特別なニーズに対応した教育の推進
●特別支援教育の推進
●不登校の子どもや保護者の支援
●外国人児童生徒への支援

基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします

子どもたちの未来を拓く心を育て、健やかに成長できる地域社会を実現するためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携した取り組みが重要です。学校や家庭、地域が自らの役割と責任を果たし、つながりを深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって地域全体の教育力の向上をめざします。また、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない平和で豊かな地域社会をめざします。

- ◆社会全体で子どもを育てる教育の推進
●市民ぐるみの子育て・子育ての環境づくりの推進
●情報モラル教育の推進
●青少年の健全育成
●学校運営協議会の推進
●学校支援ボランティアの推進
●子どもの安全を見守る体制づくりの推進
- ◆家庭の教育力の向上
●次世代の親の育成推進
●子育て支援体制の充実
- ◆地域の教育力の向上
●地域の子育て支援の促進
●放課後の子どもの居場所づくり
- ◆地域ぐるみの人権尊重・男女共同参画意識の高揚
●人権学習・啓発等の推進
●男女共同参画に関する学習機会・啓発等の推進

◆・・・施策の基本的方向 ●・・・具体的な施策 下線・・・新規の項目

基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます

市内には、全国に誇れる優れた自然環境や歴史遺産、伝統文化が数多くあります。子どもから大人まであらゆる機会を通じて、先人から引き継がれてきた遺産や伝統にふれ、伝統文化を継承していく人の生き方などを学ぶことで、郷土を誇りに思う心、ひいては郷土を愛する心を育み、遺産や伝統を守り次世代へ継承する取り組みを推進します。

- | | |
|------------|------------------------|
| ◆文化財の保護と活用 | ●文化財の調査と活用の推進 |
| | ●文化財講座・体験学習の充実 |
| | ●文化財の保存整備と継承支援 |
| ◆歴史文化施設の活用 | ●歴史文化の魅力の情報発信 |
| | ●博学連携・市民協働の推進 |
| | ●地域文化・先人の研究を活用した生涯学習支援 |

基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります

市民一人ひとりが自己実現をめざし、お互いに支えあい学びあう中で、学習した成果を地域社会の中で生かすことは、その人の生きがいにつながるとともに、豊かな社会づくりにもつながります。いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図り、生涯を通じて学び、学びが生かせる社会づくりを推進します。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ◆生涯学習社会づくりの推進 | ●誰もが学べる場と機会の提供 |
| | ●公民館等社会教育施設の整備 |
| ◆図書館機能の充実 | ●図書館サービスの充実 |
| | ●図書館を情報拠点とした市民の学習活動の支援 |
| ◆文化芸術の振興 | ●文化芸術の鑑賞・参加体験機会の充実 |
| | ●文化芸術の創作・発表・交流活動への支援 |
| | ●文化施設の活用と文化芸術団体等との連携・協力 |
| ◆豊かなスポーツライフの支援 | ●地域に根ざしたスポーツ活動の推進 |
| | ●健康づくりとスポーツ交流の促進 |
| | ●国体に向けたスポーツ環境の整備 |

基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

未来を担う子どもたちが安全・安心な環境で学び、生活できるよう教育施設の整備や魅力ある教職員の育成、学校の適正配置など、教育環境の整備・充実を図ります。また、開かれた教育行政の推進に向けて、市長部局との連携を充実するなど、教育委員会の機能強化を図ります。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ◆安全・安心な学校づくり | ●安全・安心な学校施設等の整備 |
| | ●就学援助による経済的支援 |
| ◆魅力ある教職員の育成 | ●教職員研修の充実 |
| | ●子どもと向きあう環境づくりの推進 |
| ◆学校の適正配置 | ●学校の適正配置の検討 |
| ◆教育委員会の機能強化 | ●高等教育機関や企業等との連携の促進 |
| | ●ホームページ等による情報発信の充実 |
| | ●市長部局との連携・協力の強化 |
| | ●事務事業の点検評価とPDCAサイクルによるマネジメント強化 |
| | ●会議の透明性の確保と適切な運営 |

計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成25年6月に策定された国の第2期教育振興基本計画（平成25年度から平成29年度）及び平成26年3月に策定された滋賀県の第2期滋賀県教育振興基本計画（平成26年度から平成30年度）を参照しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画と位置づけます。

また、本市がめざすべき将来像の実現に向けたまちづくりの基本指針である「長浜市基本構想」を踏まえた、教育行政分野における計画であり、関連計画とも整合性を保ちながら施策を推進していきます。

計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度とする5年間（平成28年度から平成32年度まで）とします。